

消防団活動マニュアル



君津市
マスコットキャラクター

きみぴょん

君津市消防団

目 次

第1節 総則	1
1 目的	
2 消防団員の心構え	
第2節 消防団体制	2
1 消防団員の身分	
2 消防団の組織	
3 消防団の業務	
4 消防団員の権限と義務	
5 緊急自動車	
6 消防団の分掌事務	
7 消防団の出動区域	
8 地域の実情に応じた活動	
第3節 安全管理	7
1 安全管理の基本	
2 事前対策	
3 事後対策	
4 行動原則	
5 熱中症対策	
6 感染症対策	
7 事故発生時	
第4節 活動基準	10
1 防災行動総論	
2 平常時における活動基準	
3 出動時における活動基準	
別表	38
別表1 君津市消防団組織概要図	
別表2 君津市消防団の出動区域	
別表3 消防用語	

第1節 総則

1 目的

消防の任務は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することである。

消防団は、即時対応力、要員動員力、地域密着性に特徴があり、様々な災害から市民を守ってきた。しかし、令和元年房総半島台風等をはじめとした予測できない自然災害の発生や多種多様化する災害に対し、よりの確な安全確保が必要になっている。

このようなことから、災害現場での消防団活動について明確化することで、すべての団員が安全、迅速かつ効果的な活動を行い、現有する消防力と組織力を最大限に発揮させることを目的として、消防団員の活動の手引きとなるように本マニュアルを作成するものである。

消防団員が本マニュアルを活用することにより、崇高かつ重大な責務を十分に認識し、より安全で効果的な活動ができるよう期待する。

なお、定期的に見直しを行い、より効果的かつ実効性の高いものにしていく。

2 消防団員の心構え

「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防団員は地域住民をあらゆる災害から守るために組織されている。地域住民にとっては、最も身近な防災リーダーとして頼りになる存在である。常に防災意識を高く保つとともに、適時訓練等を実施し、出動時に万全を期するよう心掛けること。

また、消防団員は非常勤特別職の地方公務員と位置づけられていることから、平時の行動にも君津市の消防団員であることを忘れず、市民から誤解を招くことがないように行動すること。



第2節 消防団体制

1 消防団員の身分

地方公務員法及び消防組織法に規定された、市における非常勤特別職の地方公務員であり、その任免等については、「君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に定められている。

消防団員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、組織の一員として節度ある行動をとり、法令を遵守して、他の模範となるよう努めるものとする。

2 消防団の組織

消防団の組織は、消防組織法第18条第2項の規定に基づき市町村の規則で規定することとなっており、「君津市消防団組織等に関する規則」で定めている。

君津市消防団組織概要図は、別表1のとおり。(P.38)

3 消防団の業務

(1) 火災の鎮圧に関する業務

- ・消火活動
- ・火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む。）等

(2) 火災の予防、警戒に関する業務

- ・防火訓練、広報活動等の火災予防活動
- ・年末警戒等

(3) 救助に関する業務

- ・山岳救助活動
- ・行方不明者の搜索等

(4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務

- ・住民の避難誘導
- ・危険箇所の警戒等

(5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務

- ・住民の避難誘導等

(6) 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務

- ・自主防災組織等に対する指導、協力、支援
- ・応急手当の普及指導等

(7) 消防団の庶務の処理等の業務

- ・業務計画の策定
- ・団員の募集等

(8) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

- ・資機材の点検整備
- ・消防水利確保のための草刈り等

4 消防団員の権限と義務

(1) 消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられている。

○立入検査

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができる。(消防法第4条の2第1項)

○情報提供

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。(消防法第25条第3項)

○優先通行権及び緊急通行権

① 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければならない。(消防法第26条第1項)

② 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路や公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。(消防法第27条)

○消防警戒区域の設定

火災現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、消防法施行規則で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じたり、その区域への出入りの禁止、制限をすることができる。(消防法第28条第1項)

○緊急措置権

① 消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分し、又は使用を制限することができる。(消防法第29条第1項)

② 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

(2) 消防団員の守秘義務

職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、その職を退いた後も同様となる。(君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第10条第5号)

5 緊急自動車

(1) 緊急自動車としての要件

緊急自動車とは、道路交通法第39条第1項に「政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより運転中のものをいう。」と規定されているため次に掲げる要件を全て備え、なおかつ運転中の自動車であることが条件であり、緊急自動車としての要件を備えていなければ優先通行権や運行に際しての特例も認められない。

- ・ 公共、公益的な機関の所有する自動車
- ・ 公安委員会の指定が済んだ自動車
- ・ 緊急用務を遂行する目的で運転中の自動車
- ・ 赤色灯を点灯し、サイレンを吹鳴した運転中の自動車

(2) 緊急自動車の特例

緊急自動車は、用務の特殊性から、次のとおり法令上多くの特例が認められている。

- ・ 右側通行の特例（道路交通法第39条第1項）
- ・ 停止義務免除の特例（道路交通法第39条第2項）
- ・ 通行禁止道路通行の特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 安全地帯、立入禁止部分への進入の特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 車両通行帯に従わない通行の特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ バス専用通行帯の通行の特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 車両横断、転回、又は後退の禁止標識等に従わない特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 進路変更禁止場所での進路変更の特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 二重追越しの特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 追越し禁止場所での追越しの特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 交差点での右左折方法に従わない特例（道路交通法第41条第1項）
- ・ 交通事故を起こした場合の運転継続の特例（道路交通法第72条第4項）
- ・ 本車線での横断、転回、又は後退の特例（道路交通法第75条の9第1項）
- ・ 最高速度の特例（道路交通法施行令第12条第3項・第27条第2項）
 - * 高速自動車国道 時速100km
 - * 一般道路 時速 80km

(3) 緊急自動車の特例外行為

緊急自動車には、多くの特例が法令上認められているが、次に掲げる行為は、緊急自動車でも許されないのので、義務として遵守すること。

- ・ 歩行者用道路での注意徐行義務（道路交通法第9条）
- ・ 歩道通行禁止（道路交通法第17条第1項）
- ・ 軌道敷内通行禁止（道路交通法第21条第1項）
- ・ 最高速度の遵守（道路交通法第22条第1項）

- ・急ブレーキ禁止（道路交通法第24条）
- ・車間距離の保持（道路交通法第26条）
- ・左側追越し禁止（道路交通法第28条第1項）
- ・割込み運転禁止（道路交通法第32条）
- ・横断歩道のない交差点における歩行者の優先（道路交通法第38条の2）
- ・徐行場所での徐行義務（道路交通法第42条）
- ・合図をする義務（道路交通法第53条第1項・第2項）
- ・不要な合図の禁止（道路交通法第53条第4項）
- ・警音器使用の標識掲示場所での使用（道路交通法第54条第1項）

6 消防団の分掌事務

（1）団本部

- ① 消防出初式の企画立案に関すること。
- ② 消防操法大会の企画立案に関すること。
- ③ 消防訓練等の企画立案に関すること。
- ④ 会議等の企画立案に関すること。
- ⑤ 消防団活性化対策の企画立案に関すること。
- ⑥ 消防団員の処遇改善に関すること。
- ⑦ 火災及びその他の災害出動並びに警戒に関すること。
- ⑧ 安全衛生管理に関すること。
- ⑨ その他、各種消防団行事に関すること。

（2）支団

- ① 担当支団内の消防出初式に関する意見を団本部に述べること。
- ② 担当支団内の消防操法大会に関する意見を団本部に述べること。
- ③ 担当支団内の消防訓練等の企画立案に関すること。
- ④ 火災及びその他の災害出動並びに警戒に関すること。
- ⑤ 安全衛生管理に関すること。
- ⑥ その他、各種消防団行事に関すること。

（3）分団

機能別消防分団含む。

- ① 施設及び装備の管理に関すること。
- ② 火災及びその他の災害出動並びに警戒に関すること。
- ③ 消防団員の教養、訓練に関すること。
- ④ 安全衛生管理に関すること。
- ⑤ その他、各種消防団行事に関すること。

7 消防団の出動区域

君津市消防団の出動区域は、別表2のとおり。(P.39)

8 地域の実情に応じた活動

君津市は、広大な市域を有し、地域によって地理的状況も大きく異なり、大規模災害が発生した場合、その被災態様や活動すべき内容もさまざまであると考えられる。

消防団組織は、基本的には上司の命（指揮監督）を受け、その職務を遂行することとなっているが、このような状況のなかでは、団本部から個々具体的な指示を出すことは極めて難しく、包括的な指示にならざるを得ない場合もある。

各支団、各分団にあっては、その指示の目的・意図を汲み取りながら、地域の状況に応じた活動をされたい。

また、指示がない場合であっても、地元の自治会等と連携を図りできる限りの対応に努められたい。

第3節 安全管理

1 安全管理の基本

- (1) 安全管理は、自己管理が基本であることをよく認識し、自らの安全は自らが確保する認識を持って、いかなる場合も安全行動に徹しなければならない。
- (2) 安全確保の第一歩は服装に始まる。常に完全な着装を心がける。
- (3) 指揮監督的立場にある団員（以下「部長以上役員」という。）は、常に団員の行動の安全確保に努めなければならない。
- (4) 団員は連絡を密にし、相互の安全の確保に努めなければならない。

2 事前対策

- (1) 災害現場活動を的確に遂行するため、日頃から厳正な規律及び健康の保持、気力・体力の錬成に努める。
- (2) 普段から食事、睡眠等に留意して体調管理に努めるとともに、日常的に血圧測定等を実施するなど体調の把握に努める。
- (3) 装備資機材を安全に使用するため、使用方法に習熟しておくとともに常に点検を励行する。
- (4) 災害現場での安全な行動を確保するため、道路、水利、危険物等の必要な調査を行い、活動の障害となる実態を把握するとともに、その周知徹底を図る。
- (5) 消防団活動を有効かつ安全に行うため、常にチームワークの保持に努める。
- (6) 消防団活動における危険を回避するため訓練等を通して日頃から安全教育を行う。

3 事後対策

- (1) 使用後の装備資機材は、再出動に備え必ず事後点検を励行する。
- (2) 消防団活動終了後は、必ず当該活動について活動簿に記録するとともに、安全管理面から検討を行い、以後の災害現場活動に活かす。
- (3) 事故事例はかけがえのない教訓である。内容を詳細に検証して対応策を見出し、行動の指針として活かす。

4 行動原則

- (1) 部長以上役員は、旺盛な責任感と確固たる信念を持って、自隊を統率する。
- (2) 部長以上役員は、常に団員の技量・体力を把握しておくとともに、健康状態についても十分把握する。
- (3) 部長以上役員は、積極的に上級指揮者の指揮下に入り、自隊の行動指示を受けるとともに、状況を的確に把握して、自隊の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に毅然として団員に指示する。
- (4) 部長以上役員は、全体の行動を十分に把握し一体となった部隊活動を行う努める。
- (5) 部長以上役員は、状況が急変した場合には、状況に応じた判断を下し、速やかに団員の安全確保のため、必要な指示を与える。
- (6) 団員は、旺盛な士気により、常に任務を完遂する気概を保持する。
- (7) 団員は、指揮者の指示・命令を遵守する。
但し、自己の安全が確保できない場合はその限りではないが、自己の行動は指揮者に報告する。
- (8) 団員は、常に災害現場における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の連絡を密にし、チームワークの保持に努める。
- (9) 団員は、災害現場の状況が急変した場合など、指揮者の状況判断に必要な情報を直ちに報告する。
- (10) 団員は、自己の行動内容及びその結果について随時指揮者に報告する。

5 熱中症対策

- (1) 事前の体調管理を徹底し、体調不良の隊員は訓練への参加を控える。
- (2) 訓練時においては、水分摂取ができるよう環境を整備するとともに、塩分の摂取にも配慮する。また、災害時においては、こまめな水分補給ができるように、必要に応じて補給隊を配置するなど体制の整備を図る。活動が長期に渡る場合は、災害現場においてもこまめな水分摂取ができるように配慮する。
- (3) 夏季や長時間の活動時には、体調の異変を感じる前に、防火衣の中にアイスパック等を装着したり、活動途中に水を流し込むなど身体の冷却を図る。
- (4) 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。

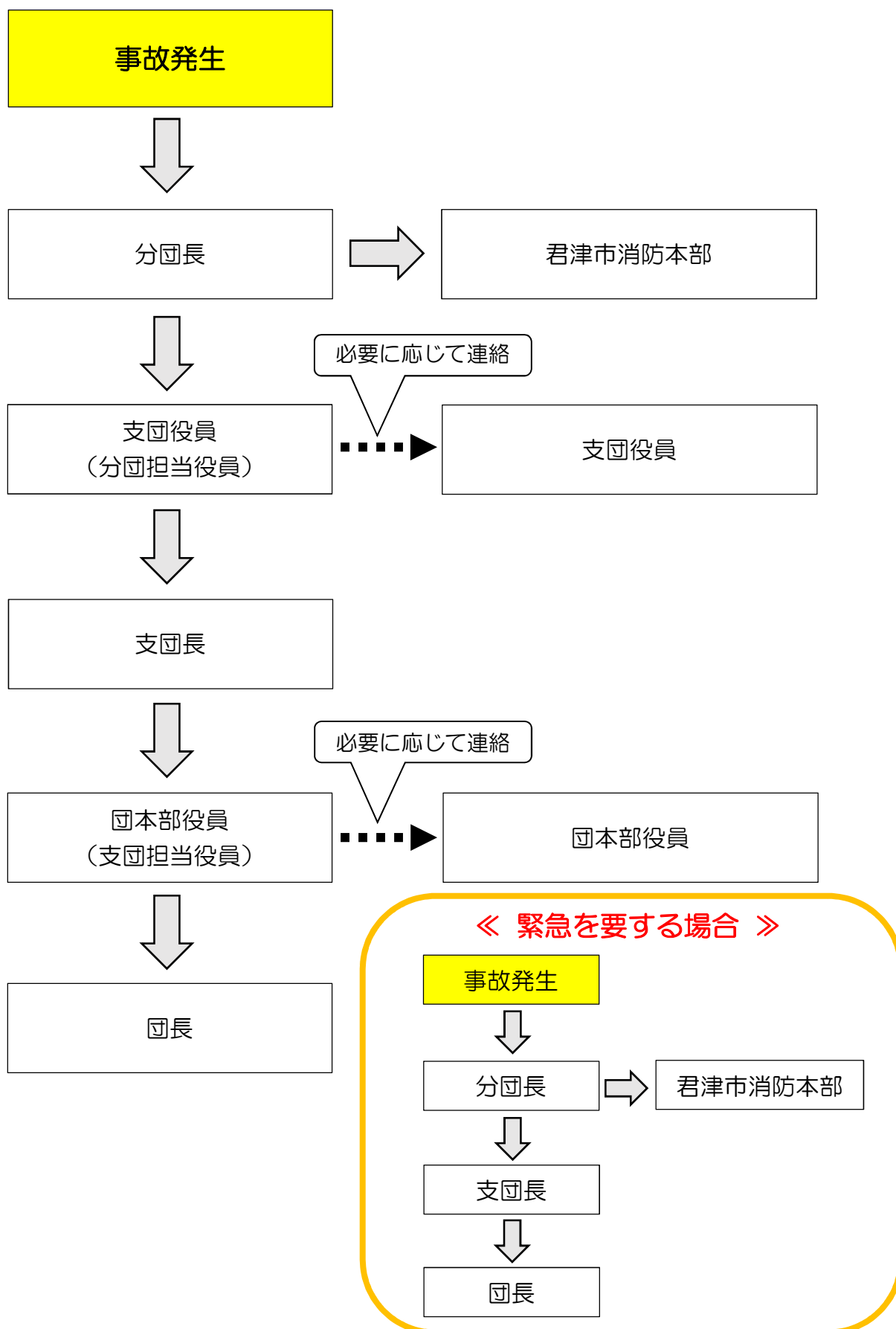
6 感染症対策

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザなどの感染症対策

- (1) 感染症流行期間におけるマスクの着用、密閉・密集・密接の回避、手洗い、手指の消毒など、基本的な感染防止対策を徹底する。
- (2) 機庫や車両などの密が発生しやすい環境下においては、常に換気を行う。
- (3) 機庫のドアノブや車両のハンドル及び手すりなどの消毒作業を適宜行う。
- (4) 咳などの風邪症状、発熱等の体調不良がある団員は、活動を控える

7 事故発生時

(1) 個々の行動手順



第4節 活動基準

1 防災行動総論

(1) 行動総論

- ・消防団員としての自覚と誇りをもって市民と接し、日頃から防災に関する理解と心掛けを啓蒙し、緊急出動に対する連絡体制と配意を怠らない。
- ・機庫内は、常に整理整頓に心掛け、災害種別に合わせた資機材を、直ちに積載、又は携行して出動できるように配意する。
- ・災害の発生に際しては、出動指令の内容を十分に把握して、災害地点、順路、水利、必要な資機材を確認し、交通事故防止に気を付け、安全確実、迅速な出動と活動に心掛ける。

(2) 機庫及び車両の運用要領

○主機庫及び副機庫の運用要領

平常時・・・基本的に主機庫を拠点とするが、活動内容により、分団長が参集する機庫を指定する。

災害時・・・基本的に主機庫を拠点とするが、火災等の災害発生場所及び災害の規模並びに出動可能団員の状況により、分団長（分団長が不在時は、出動可能団員の上席にあるもの。）が参集する機庫を指定する。

※但し、分団内においてより効率的な運用を図れる場合は、分団で判断してもよい。

○主車両及び副車両の運用要領

平常時・・・基本的に主車両での運用とするが、活動内容により、分団長が運用車両を指定する。

なお、2台以上の車両を運用する場合は、各車両に3名以上で乗車すること。

災害時・・・基本的に主車両での出動とするが、火災等の災害発生場所及び災害の規模並びに出動可能団員の状況により、分団長（分団長が不在時は、出動可能団員の上席にあるもの。）が運用車両を指定する。

なお、2台以上の車両で出動する場合は、各車両に3名以上で乗車すること。

※但し、分団内においてより効率的な運用を図れる場合は、分団で判断してもよい。

○副機庫及び副車両の維持管理

基本的に主機庫及び主車両を使用することから、副機庫及び副車両については、使用頻度の低下等に鑑み、維持管理に留意すること。

(3) 消防団車両での出動

- ・防火衣などの着装は、車両に乗車する前に必ず着装する。
- ・車両には、3名以上で乗車する。
- ・車両に乗車する際は、慌てず、冷静に行動し、事故防止に留意する。
- ・積雪や降雨等、気象状況に則した安全策を講ずる。
- ・車庫から出動するときは、誘導員による警笛等により歩行者や一般車両に注意を喚起し安全を確認する。
- ・優先通行権を過信せず、赤信号は一時停止し、安全を確認してから通行する。
- ・拡声器等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意喚起する。特に、路地等から飛び出す車両や歩行者に注意する。
- ・火や煙が見えるとそれに気をとられ、注意力が欠落しやすいので、運転者はもちろん全員で安全確保に努め運行する。
- ・災害出動は、他の消防車両も各方向から出動してくるので、特に交差点やT字路では消防車両同士の出会いがしらの衝突に注意する。
- ・指揮者等は、後着車の停車位置と進入及び火勢と風向きに配慮して停車の合図を早めに指示し、急停車は絶対にさせない、しない。
- ・停車後、サイドブレーキを使用し車輪止めを使用するとともに、夜間や暗所への駐車は、ライトの点灯等の安全対策を講ずる。
- ・暗闇での降車は、足下に注意する。
- ・車両後退時の誘導員は必ず配置し、運転手の視野を妨げない位置で行う。
- ・事故を起こした場合は、負傷者の救護を優先し救急車（119番）を呼ぶなどの必要な措置をとり、報告を怠らないこと。

(4) 個人での出動

- ・個々で災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に向かう。
- ・自家用車での現場付近の駐車は、消防車両等の緊急車両の進入、移動等の障害にならないよう特に注意する。
- ・私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、後方支援にあたる。
- ・事故を起こした場合は、負傷者の救護を優先し救急車（119番）を呼ぶなどの必要な措置をとり、報告を怠らないこと。

2 平常時における活動基準

(1) 消防施設等の維持管理

消防団員は、災害発生時の迅速な消防団活動のため、水利施設及び消防団車両や資機材などの適切な維持管理が必要不可欠である。各分団において、適正管理や点検を実施するとともに、取扱訓練なども行うこと。

○水利点検

項 目	実施要領
点検回数	・ 1 つの水利に対して3か月あたり1回
車両乗車人数	・ 3名以上
点検方法	・ 原則、目視のみでの確認とするが、新設消火栓は、必ず1回は、消火栓開閉金具等を使用して正常に水が出るか確認を行う。 ※開閉バルブのネジ切れ等に注意
消火栓の点検箇所	☐ 金具の変形等の有無 ☐ 標識及びボールの破損等の有無
防火水槽の点検箇所	☐ 水量の確認 ☐ 補水バルブの確認 ☐ フェンス等の囲いの破損等の有無
水利周辺の整備	・ 災害発生時の使用に支障がある場合などは整備を行う。
防火水槽の清掃	・ 災害発生時の使用に支障がある場合などは清掃を行う。

○消防団車両の点検

君津市消防用自動車管理規程に基づき実施する。

項 目	実施要領
点検回数	・ 2か月に1回程度 ※バッテリー上がり等に注意
点検箇所	【 車 両 】 ☐ 機関関係 (エンジンオイルの質と油量・ファンベルトの損傷・バッテリーの液量及び経過年数等) ☐ 外周の状況 (タイヤの空気圧や摩耗程度・排気の色・車体の損傷等) ☐ 運転台装置関係 (各照明灯の点滅・サイレンの作用等) 【 ポンプ 】 ☐ ポンプ装置 (ポンプ配管・各バルブ・コックの開閉・計器等) ☐ 小型動力ポンプ (燃料の量・放水コック・排水ドレン・ヒューズ等)

○資機材の点検

項 目	実施要領
点検回数	・ 2か月に1回程度
点検箇所	☐ 目視で破損や異常がないか確認 ☐ 正常に作動するか確認 ☐ 燃料や電池の残量 ☐ 保有数の確認 (ホース・背負式消火水のう等)

○消防団機庫等の点検

項 目	実施要領
点検回数	・ 2か月に1回程度
点検箇所	☐ 屋根 (天井等からの雨漏り痕や損傷等) ☐ 外壁 (漏水箇所や塗装の剥がれ等) ☐ 内部 (床や壁の損傷等) ☐ ホース乾燥塔 (ワイヤーロープ等の破損や腐食等) ☐ 敷地内 (ゴミ等)

（２）訓練等

消防団員は、任務を遂行するため、厳正な規律の下で、迅速で的確な秩序ある行動が必要であることから、消防訓練礼式をはじめとした基礎訓練や実践的な機関運用訓練などを実施するとともに、新入団員の育成に努め、知識及び技術の向上を図ること。

（３）君津消防協力隊との連携

○概念

君津消防協力隊（以下「協力隊」という。）とは、君津市消防団を退団された方達で、各支団を管轄範囲として第１方面隊から第５方面隊までが組織されており、地震並びに風水害等の広域的、又は局地的大規模災害の発生を覚知した場合、又は市長の出動依頼を受けた隊長の招集によって出動し、消防団員の活動全般に対し、支援・協力をする組織である。

○協力隊の活動内容

- ・地域住民の避難、誘導、救助に関すること。
- ・災害広報の伝達に関すること。
- ・物資の搬送、配布に関すること。
- ・その他、必要な後方支援に関すること。

○活動区域

第１方面	第１支団管内の全域
第２方面	第２支団管内の全域
第３方面	第３支団管内の全域
第４方面	第４支団管内の全域
第５方面	第５支団管内の全域

○活動の連携

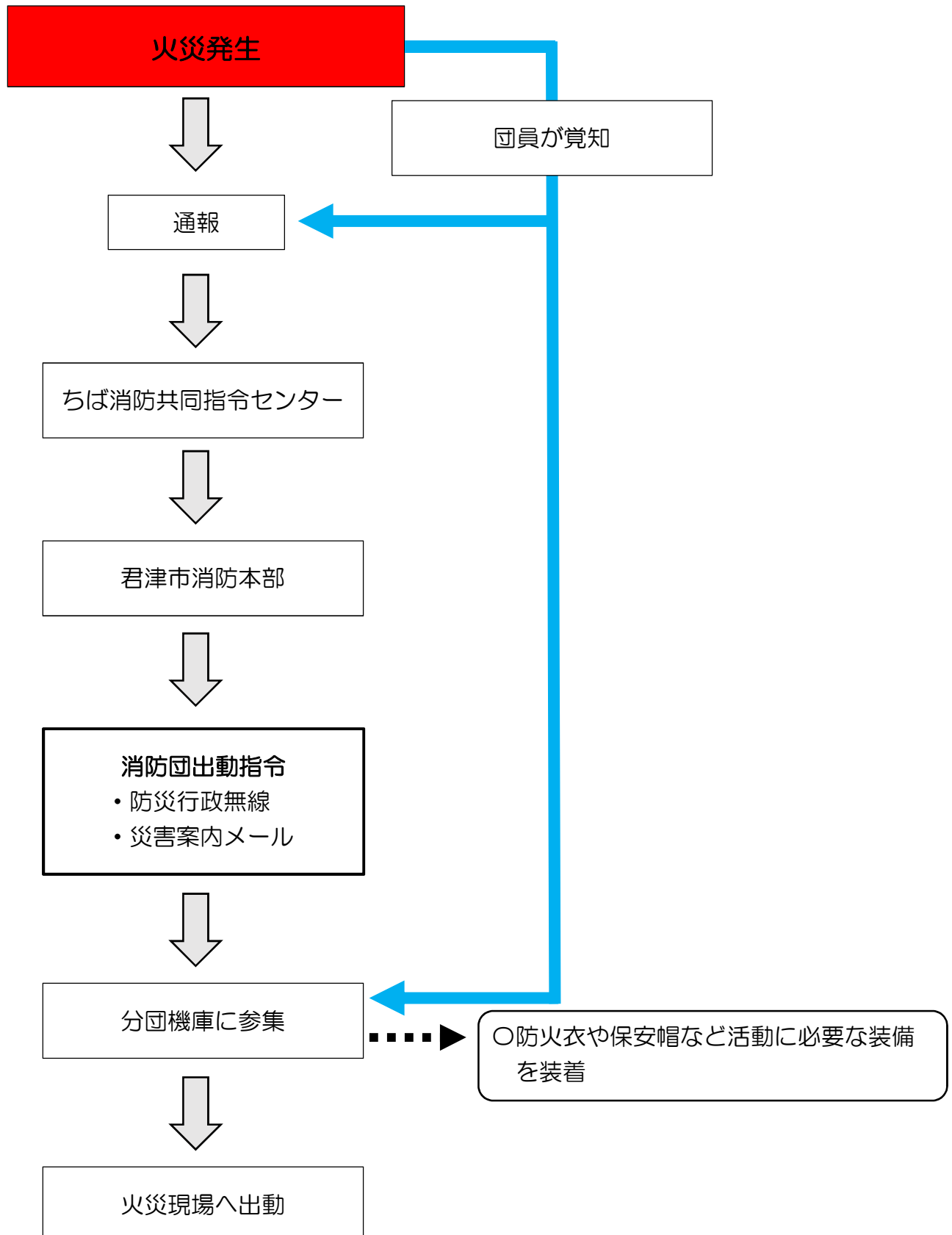
災害現場にあたる消防団指揮者は、協力隊員に対し、被災住民の避難誘導、又は家財の搬出及び軽微な防災活動、並びに交通整理等の現場活動について協力を要請し、支援を受けることができるので、活動に対し安全を確保して連携にあたる。

ただし、機庫から現場までの消防団車両の運行は、依頼できない。

3 出動時における活動基準

(1) 火災編

ア 個々の行動手順



イ 火災種別及び出動区分

○火災種別

種 別	内 容	備 考
建物火災	建物又はその収容物からの火災 ・ 普通火災 中高層及び地下以外の建物火災 ・ 中高層火災 3階建て以上の建物火災 ・ 地下火災 地下階層及び地下構造物からの火災	※通報時に、警備会社の通報と判明した場合に限り、消防団の出動は、なし。 但し、署隊が出動途上又は現場到着時に火災と判断した時点で、通常の第1次出動とし、災害案内メールにて出動要請を行う。
危険物火災	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域以外の地域において、危険物等を取り扱う施設若しくは危険物を積載した車両の火災又は当該施設などに延焼のおそれがある火災	
特別危険物火災	石災法第2条第2号に規定する特別防災区域内において、危険物等を取り扱う施設若しくは危険物を積載した車両の火災又は当該施設などに延焼のおそれがある火災	
航空機火災	航空機又はその積載物からの火災	
船舶火災	船舶又はその積載物からの火災	
林野火災	林野、原野又は牧野からの火災	
車両火災	・ 自動車 鉄道車両以外の車両で、原動機による運行ができる車両からの火災 ・ 列車 鉄道車両からの火災	※消防団の出動は、なし。 但し、特別な事案（大型バス、多数の車両など）については、災害案内メールにて出動要請を行う。
その他の火災	上記以外の火災	

○出動区分

第1出動、第2出動 ※別表2のとおり。(P.39)

ウ 活動時の留意事項

○水利部署

- ・水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、他の団員等と衝突する危険があるので、注意する。
- ・地下式消火栓や防火水槽の蓋を取り外す際は、手足の指をはさんだり腰を痛めないよう注意するとともに、蓋は立てかけたりせずに安全な位置に置く。
- ・地下式消火栓や防火水槽の蓋は、転落を防止するため吸管を延長してから開放する。
- ・地下式消火栓を使用の場合、蓋がはずみ等により閉じる可能性があるため、スピンドルドライバーは、吸管離脱まで抜かない。
- ・吸管延長時は、吸管のはね返りやつまづきに注意し、消火栓等に結合したら開弁前に必ず吸管を引いてみて結合状態を確認する。
- ・消火栓、防火水槽及び池などに通行人等が転落のおそれがあるときは、ロープ等で標示するなど転落防止措置を行う。
- ・塀越し等の水利に部署するときは、はしご等を使い2名以上で行う。
- ・河川等転落危険のある水利は、ロープ等で身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
- ・積雪、寒冷時は、滑り、転倒に注意し、重心を低くして小股で歩くようにして作業を行う。
- ・補水栓バルブを有する水利に部署した場合には、常に有効水量を確保する。
- ・流れのある自然水利（河川）に吸管を投入する際は、水位に注意し流れと逆になるよう吸管を投入し、必要に応じ浮き上がり防止策を講ずる。
- ・交通量の多い道路に部署する際は、昼間であっても前照灯と赤色回転灯を点灯し、必要に応じ誘導員の配置等の追突防止策を講ずる。

○ホース延長

- ・ホースブリッジを使用するときは、他の交通に注意して2名以上で行い、1名は交通整理を行う。
- ・手びろめ延長時は、結合金具、管そうの落下、ホースバンドやホースのたれ下がりに注意する。
- ・軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行にならないように延長する。
- ・塀等を乗り越えて延長するときは、積載はしご等を活用する。

○送水

- ・機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できず無線交信不能な場合は、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- ・予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停止できる態勢で送水する。
- ・ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口コックは徐々に開放する。
- ・機関員は、延長ホース本数と放水落差、又は筒先使用圧力を考慮した送水圧力設定を心掛ける。
- ・機関員は、常に計器類やエンジン音に注意をはらい、安定した送水に配慮する。

- ・機関員は、防火水槽等の無圧水利を使用して送水する場合には、残水量を常に把握して活動にあたるとともに、水量の確保が困難な事態に至ることが予想される場合には早急に当該情報を現場指揮者に伝達する。
- ・消火栓の使用に際しては、無限に水量があると誤解しないこと。導管口径や水圧などにより水量が決定するため、共倒れに至らないように配慮する。

○筒先部署

- ・モルタル壁体やパラペット等は、火災初期から中期でも倒壊危険があるので、倒壊が予想される場合は、ロープ等で危険区域を設定し、立入りを禁止する。
- ・柱、梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
- ・倉庫や工場等の収容物の集積場所では荷崩れが発生しやすいので安全な距離をとる。

○放水活動

- ・危険物火災による、放水活動は爆発等の危険があるため、消防署隊が到着するまで放水しない。
- ・基本的に、屋根上や建物内への屋内進入での放水はしない。但し、やむを得ず放水する場合は、安全管理に留意する。
- ・筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、できる限り2人以上で担当し、安全を確保する。
- ・筒先を離すと危険である。高圧放水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。やむを得ないときはシャットし、機関員に伝え圧力を下げさせる。
- ・放水をするときは、開始前に室内の状況を確認し、目標、範囲を決定する。
- ・熱せられた壁体やシャッターに放水した水が、熱気、熱湯になりはね返る危険があるので、噴霧等を適宜用いて行う。
- ・放水開始時には、火煙熱気の吹きかえしがある。開口部正面を避けて、斜めに放水し安全を確認してから正面放水に移る。
- ・染色、皮革、メッキ工場等にある各種薬品槽、焼き入れ炉等にストレート放水すると飛散、吹き返しがあるので注意する。
- ・防火造建物のモルタルの亀裂、ふくらみに注意し、必要により行動を規制する。
- ・寺社等の建造物は、庇部分が長く出ているため屋根材が回廊部分に落下しやすいので回廊部分の通行や部署は避ける。

○資機材の搬送

- ・積載はしごを降ろす際には、止め金具に指等を挟まれないように注意する。
- ・積載はしごを搬送する際には、バランスに気をつけ、他の団員や車両等との衝突事故や自己転倒に注意する。
- ・発電機の搬送は、燃料漏れに注意するとともに、足下に配慮して転倒や落下等の事故に注意する。

- とび口の搬送は、金具部を下にして他の団員や車両等との衝突事故に注意する。
- 重量物の搬送は、無理をせず複数の団員で行う。

○破壊作業

- 開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- 高所で破壊するときは、命綱で身体を確保する。破壊物は落下させない措置をとり、落下危険範囲にはロープ等で明示し、他の団員等の進入を規制する。
- トタン板のはく離作業は、とび口等を活用し、切創等に注意する。
- 掛矢、斧、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

○残火処理

- 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- 屋根等の高所に放水するときは、下方及びその周辺の活動を規制し、安全監視員の配置に配慮する。
- モルタル亀裂、ふくらみ等や柱等の焼き状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に破壊し落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- 放水した水が凍結し、滑りやすいときは姿勢を低くし、小股で慎重に歩く。
- とび口等で作業する場合は、周囲に作業スペースをとるなど、二次災害を起こさないよう留意する。
- 残火処理をする場合には、床の抜け落ちに留意する。

○撤収

- 消火活動終了後の脱力感や疲労で注意力が散漫になり、事故が発生しやすいため、注意する。
- 焼失建物下部に延長されたホースの撤収は、落下や倒壊の危険があるため、単独での活動を避け、屋外に搬出してから巻き取るようにする。
- 夜間や交通量が多い場所での撤収は、必要に応じ監視員の配置を行う。
- 寒冷時の撤収は、放水された水が凍り滑りやすい場所があるので注意する。

○引揚げ

- 現場で使用した資機材は、走行中の車両から落下しないよう確実に積載する。
- 疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、要所要所で確認呼称し、注意力の持続に努める。
- 車庫入れするとき、歩行者や他車両と接触しないよう誘導員をおき、原則として車両左斜後方おおむね2mの位置で警笛等を使い明確に誘導する。
- 資機材を積み替えるときは、相互の連携を密にし、特に重量物は声をかけ合い注意喚起しながら安全に行う。

○出勤の備え

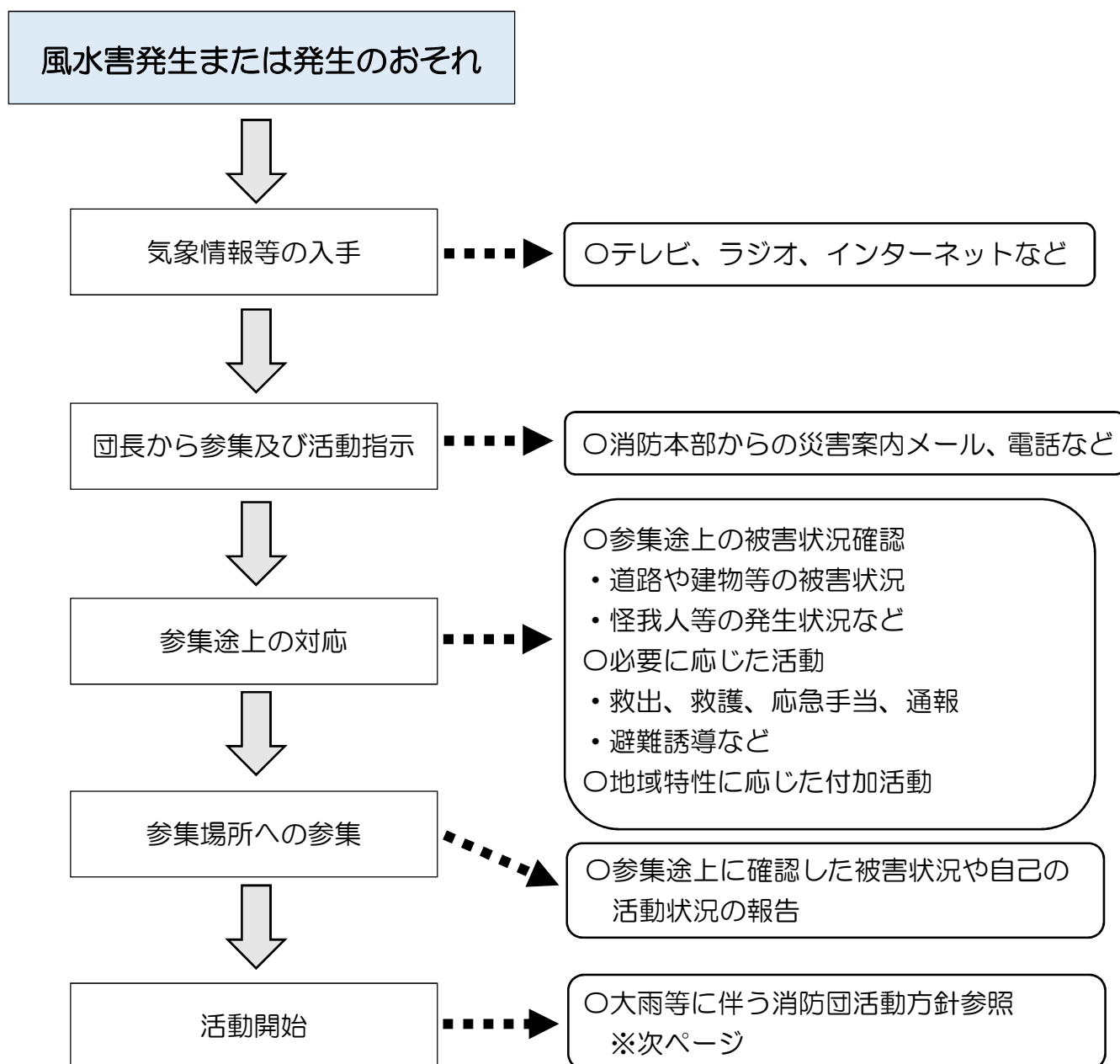
- 車両及び使用資機材等の手入れを行い、不具合などを発見した場合は、速やかに消防総務課に連絡し修理等の手続を行う。
- 車両及び発電機等の燃料を補給しておく。
- 使用したホースは洗浄、乾燥しホース乾燥塔から風等の影響で落下しないようにロープ等で落下防止策を行う。
- 活動に関しての反省事項や問題点等を、分団内で共有し以後の活動に役立てる。

○活動後のポンプ手入れ

- 自然水利及び無蓋の防火水槽から揚水した場合は、消火栓によるポンプや配管内の洗浄を行い泥抜きを行う。
- 各コック、バルブを開け完全な水抜き。
- 洗浄後は、各コック、バルブを全閉し、真空ポンプを作動させ、真空漏れ点検を実施する。
- グランドパッキン等へのグリスアップ。
- 燃料、オイル量の確認、補充。

（２）風水害編

ア 個々の行動手順



イ 参集場所

消防団本部役員	消防団指揮本部（君津市消防本部内）
各支団役員	直近の消防署及び分署
各分団	分団機庫、その他指定する場所 ※機能別女性消防分団は別途指定

- （１）遠隔地に居るなどの理由で参集場所に参集できない場合は、分団長等に連絡し、参集できない理由や安否状況を伝えること。
- （２）参集場所が被災した場合又は被災する恐れのある場合、別に拠点を選定し、後から参集してくる団員のために、その旨、貼り紙等により示しておく。

ウ 大雨等に伴う消防団活動方針

警戒 レベル	気象情報等	避難情報	想定される消防団の 主な対応等	市民のとりべき 行動
5	レベル5 大雨特別 警報等	緊急安全確保	・特別な場合を除き、活動は行わない。 ・安全を確保できる場所で待機（自宅、機庫等）	・既に災害が発生・切迫している状況。命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。
4	レベル4 土砂災害 危険警報等	避難指示	・特別な場合を除き、活動は行わない。 ・安全を確保できる場所で待機（自宅、機庫等）	・速やかに避難。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難
3	レベル3 大雨警報等	高齢者等避難	・出動に備え待機（自宅、機庫等） ・警戒、広報活動（冠水やがけ崩れの恐れのある場所に留意。以下同じ） ・避難誘導、避難支援	・避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。
2	レベル2 大雨注意報等	—	・状況の悪化が見込まれる場合は、分団内の出動可能人員の把握	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難経路を確認する。
1	早期注意情報	—	・台風の上陸等が見込まれる場合は、機庫の強風対策等	・気象情報をチェックするなど大雨等に関する最新情報に注意する。
収束後			・機庫等の被害状況の報告 ・警戒活動（併せて道路上の簡易な障害物などを排除）	

【留意事項】

- 1 通常想定される主な活動内容であり、実際の対応等は、そのときの状況を踏まえ団長が指示をする。
- 2 河川警戒に関しては、「河川警戒基準に着目した主な消防団活動方針」を参照
- 3 上記の対応のほか、地域の実情に応じた活動（自治会等からの要請、冠水場所の排水など）を行うものとする。
- 4 緊急安全確保は、必ず発令される情報ではない。

エ 河川警戒基準に着目した主な消防団活動方針

警戒基準等	想定される指示等
レベル2大雨注意報	・状況の悪化が見込まれる場合は、分団内の出動可能人員の把握
水防団待機水位到達	・出動に備え待機（自宅、機庫等）
さらに水位上昇が見込まれるとき	・河川付近の警戒活動（巡視など）、広報活動
はん濫注意水位到達	・河川付近の警戒活動（巡視など）、広報活動 ・避難誘導、避難支援等
はん濫危険水位到達	・河川付近の警戒活動（巡視など）、広報活動 ・避難誘導、避難支援等

※通常想定される主な活動内容であり、実際の対応等は、そのときの状況を踏まえ団長が指示をする。

【留意事項】

- 1 消防団車両には3名以上で乗車し、救命胴衣を必ず装着して活動すること。
- 2 土砂災害危険箇所マップ及び洪水ハザードマップを活用すること。
- 3 警戒活動中は、赤色灯を点灯させ、警鐘を鳴らすこと。
- 4 広報活動中は、赤色灯を点灯させ、アナウンスは安全な場所に停車して行うこと。
- 5 防災行政無線の放送中は、警鐘を鳴らすこと及び消防団によるアナウンスは中断すること。
- 6 安全を確保できる場所から巡視を行うこと。（基本は1時間ごと）
- 7 水位の状況、水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れなどの状況に注意すること。
- 8 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常等に注意すること。
- 9 事故防止には十分留意し、危険と判断した場合は、活動を中止、又は危険箇所に近づかないこと。
- 10 情報収集に努めるとともに、河川の状況や活動状況等を随時、消防総務課へ報告すること。（河川の状況等を写真にて提供（携帯電話可））

才 水防団待機水位等

○河川警戒基準

観測局	水防団待機水位	はん濫注意水位	はん濫危険水位	計画高水位相当
富久橋	2. 60m	3. 40m	—	5. 50m
中島（中村橋）	2. 40m	3. 90m	4. 90m	5. 80m
清和大橋	4. 10m	6. 20m	—	—
雨城橋	3. 75m	5. 00m	6. 90m	7. 50m

※観測局の水位及び雨量は、常時、千葉県ホームページで確認することができます。

<http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

（HP：千葉県防災ポータルサイト（雨量・水位情報））

情報収集の際に、活用してください。

◆水防団待機水位

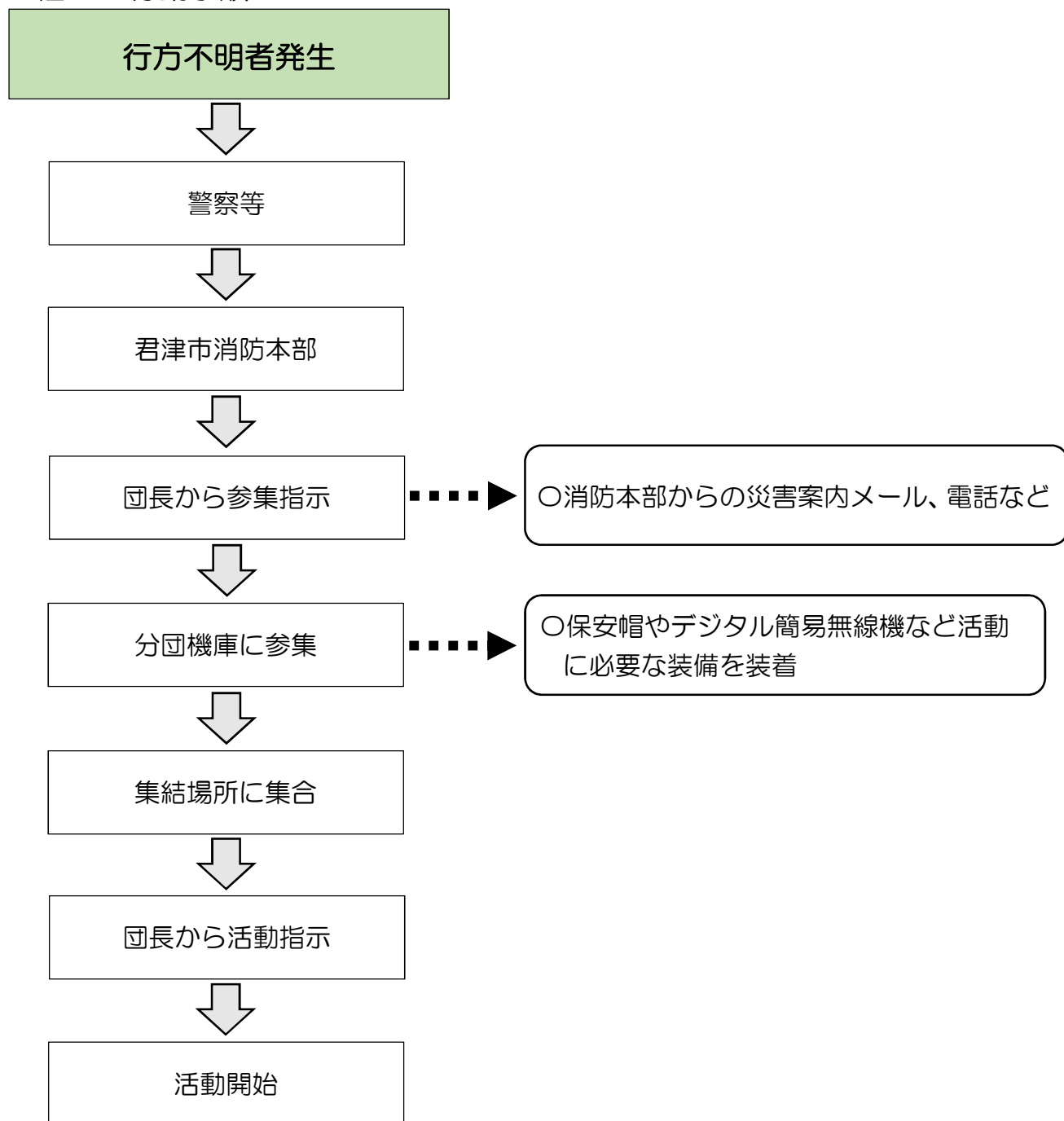
水防団（消防本部・消防署・消防団）が出動に備え待機する水位

◆はん濫注意水位

市長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考、水防団の出動の目安となる水位

(3) 搜索編

ア 個々の行動手順



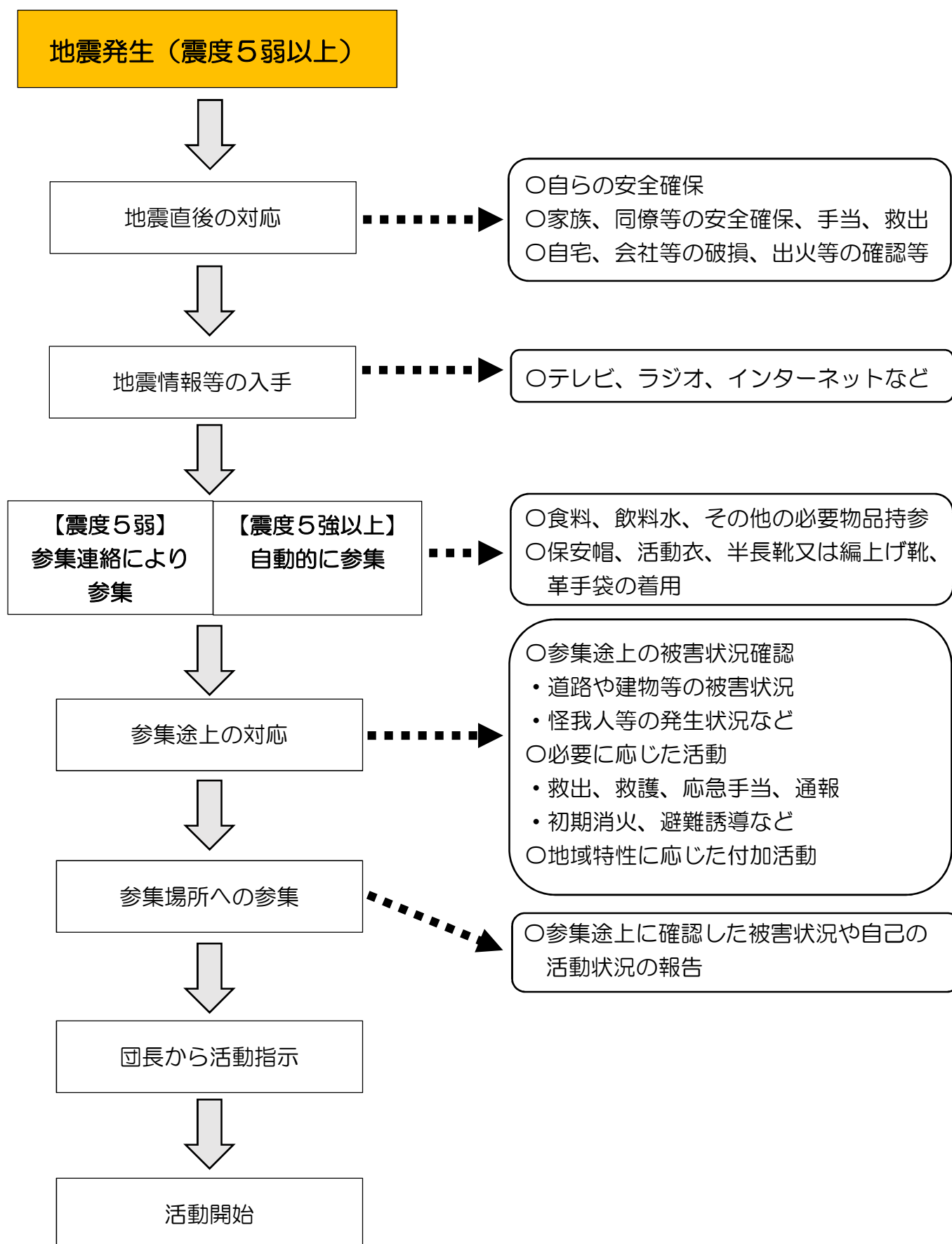
イ 活動時の留意事項

- デジタル簡易無線機を活用し連絡体制の確保に努める。
- 決して単独行動はせず、複数名で活動し、警察等と連携する。
- 水分補給を定期的に取り、場合によっては飲料水を携行する。
- 傾斜地や転落危険のある場所では、転落事故に留意し無理な活動は行わない。
- 行方不明者の発見に至った場合は、速やかに現場指揮本部へ連絡し、死亡している場合は、現場保存に徹する。

(4) 震災編

※君津市消防団震災時活動マニュアルによるものとする。

ア 個々の行動手順



イ 平常時の対策

○家庭内において

- ・非常持出品を準備しておく。

【家庭用】

家族3日分の食料・飲料水、救急薬品、懐中電灯、電池、ちり紙、タオル、下着類、マッチ、ローソク、軍手、ナイフ、缶切りなど。

【団活動用】

食料・飲料水、救急薬品、携帯ラジオ、雨具、ちり紙、タオル、メモ帳、筆記用具など、他出勤時に必要なもの。（活動服、ヘルメット、手袋、半長靴又は編上げ靴等）

- ・大型家具（タンス類、大型家電等）の固定やガラスの飛散防止対策をしておく。
- ・家族の所在を常に明確にしておき、非常時の参集場所、連絡方法を確認しておく。
（例）NTT災害用伝言ダイヤル（171）の使い方を覚えておく。

○消防団活動において

- ・常に所在を明確にしておき、最新の災害情報が得られるようにしておく。（携帯電話、ラジオ、筆記用具の携帯など）
- ・連絡手段を複数確保しておく。（携帯電話、無線機など）
- ・団員の安否確認のための連絡網を整備し、取扱訓練をしておく。
- ・避難路、進入路の確保及び救出の際に使用できるブルドーザー、パワーショベルなどの重機がどこにあり、震災時において借用等において協力を頂けるか、また、その操作を行える団員を確認しておく。
（例）非常時、消防団に協力（重機の提供）して頂ける事業所や作業員との連携
- ・バイクを所持している団員においては、有事の際、消防団指揮本部（各支団役員）や消防本部との連絡員として活動できるようにしておく。

○災害に即応できる知識・技術の習得

- ・管轄地域の地理、消防用水利、危険要素を調査し、避難場所、避難経路、危険箇所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法の研究をしておく。
（例）道路・橋の状況、木造家屋の密集地、山、崖崩れの危険箇所、想定津波地域（君津市ハザードマップを活用）など
- ・日頃から各資機材の管理を徹底し、常に訓練をしておく。
- ・応急救護の訓練として、定期的に普通救命講習等を受講しておく。

○指揮命令系統の確保

- ・管理的立場にある者（部長以上役員）は、自己の職の第2、第3代理者を決めておき自己の任務等を熟知させ、有事に備えておく。
- ・勤務先において、自主防災組織と兼務している者は、できる限り消防団員としての職務を優先するよう努める。

○図上訓練の実施と検討課題

- 活動拠点に管内図を整備し、図上訓練を実施する。
(例) 津波が予測される場合、消防団活動拠点施設や避難場所については、標高10m以上の高さがある場所を選定することや津波到達時間を考慮した活動など。
- 参集状況、被害状況を様々な状況下で想定し、対策を検討しておく。
- 部隊編成、役割分担、活動計画、戦術の見直しを図る。
- 常備消防、その他関係機関との連携方法等を検討しておく。
- 危険要素の把握と対策を検討しておく。
- 資機材の配備、機種等の見直し。

ウ 地震発生時の初動対応

○君津市消防団員の行動原則

- 自己の安全、家族の安全、職場の同僚の安否確認（勤務先の被害）を最優先し、それらの安全が確保されたならば、あらゆる方法で災害情報を収集しつつ、あらかじめ指定された活動拠点（消防団機庫等）に参集する。
- 津波が予測される地域（第6・7・8・10分団管轄）においては、津波到着予想時間等の情報をあらゆる方法でリアルタイムに収集し、津波の第一波が到達すると予想される時間の概ね20分前には必ず退避を完了し、警報が解除されるまでは参集せず、避難した場所において消防団活動を行う。
- 特に、避難が困難な地区の団員は、「逃げること」の大切さを身をもって示すため、自らが率先して避難するとともに、地域住民を避難させることとする。
- 参集途上に得た情報は確実に分団内で共有するとともに、災害対応上、必要な事項は分団長等の幹部を通じて消防本部へ報告する。

○自宅及び勤務先で被災した場合

◆津波が予測される地域（第6・7・8・10 分団管轄）

- 落下物から身を守り、揺れがおさまったら、家族及び職場の同僚の安否確認を行い、直ちに高台に避難させる。
- 火の元の確認を行い、電気・ガスの復旧後の火災発生を考慮し、ブレーカーの遮断とガスの元栓を閉止する。
- 避難途中、周辺住民への避難を呼びかけ、誘導を行いながら、高台に避難するとともに、被害状況の把握に努める。
- 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合又は、津波の第一波が到着するまでの概ね20分前までに救出できると判断した場合は、消防本部へ報告し、救出活動にあたる。ただし、救出活動中において、津波到達予想時間までに安全な場所へ避難できないと判断した場合は、直ちに活動を中止し避難すること。

◆津波が予測されない地域

- 落下物から身を守り、揺れがおさまったら、家族及び職場の同僚の安否確認及び火の元の確認を行い、電気・ガスの復旧後の火災発生を考慮し、ブレーカーの遮断とガスの元栓を閉止する。
- 付近住民に出火防止を徹底させ、自宅付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無等を確認し、消防本部へ状況報告をする。
- 火災の発生を確認した場合は速やかに119番通報をするとともに、初期消火活動にあたる。
- 火災や倒壊家屋等で要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合は安全管理に十分配慮しながら救出活動にあたる。（余震に注意し活動する。）
- 救出が困難な場合は、無理せず安心感を与えるよう呼びかけ消防隊等の到着を待つ。
- 管轄地域外で被災した場合、自宅、家族、管轄地域の状況確認し、特に緊急性が無ければ、その周辺の消防団に協力して活動する。

エ 参集について

○配備基準と配備体制

配備体制 配備時期	君津市	消防本部	消防団
津波注意報	警戒体制 (第1 配備)	警戒体制 (第1 配備)	警戒体制 (第6・7・8・ 10分団について は、状況により招 集)
震度5弱 津波警報	警戒体制 (第2 配備)	警戒体制 (第2 配備)	警戒体制 (全団員を招集)
震度5強以上 大津波警報	災害対策本部体制 (第3・4・5 配備)	災害対策本部体制に 準ずる。 (第3・4・5 配備)	指揮本部設置 (全団員を招集)

○参集方法

基本的に地震発生時における参集については、消防本部（防災行政無線による放送・災害案内メール）で出動指令を発令するが、団員各自がテレビ、ラジオ等で地震を確認把握し「配備基準」に達したら、定められた場所に自主参集する。

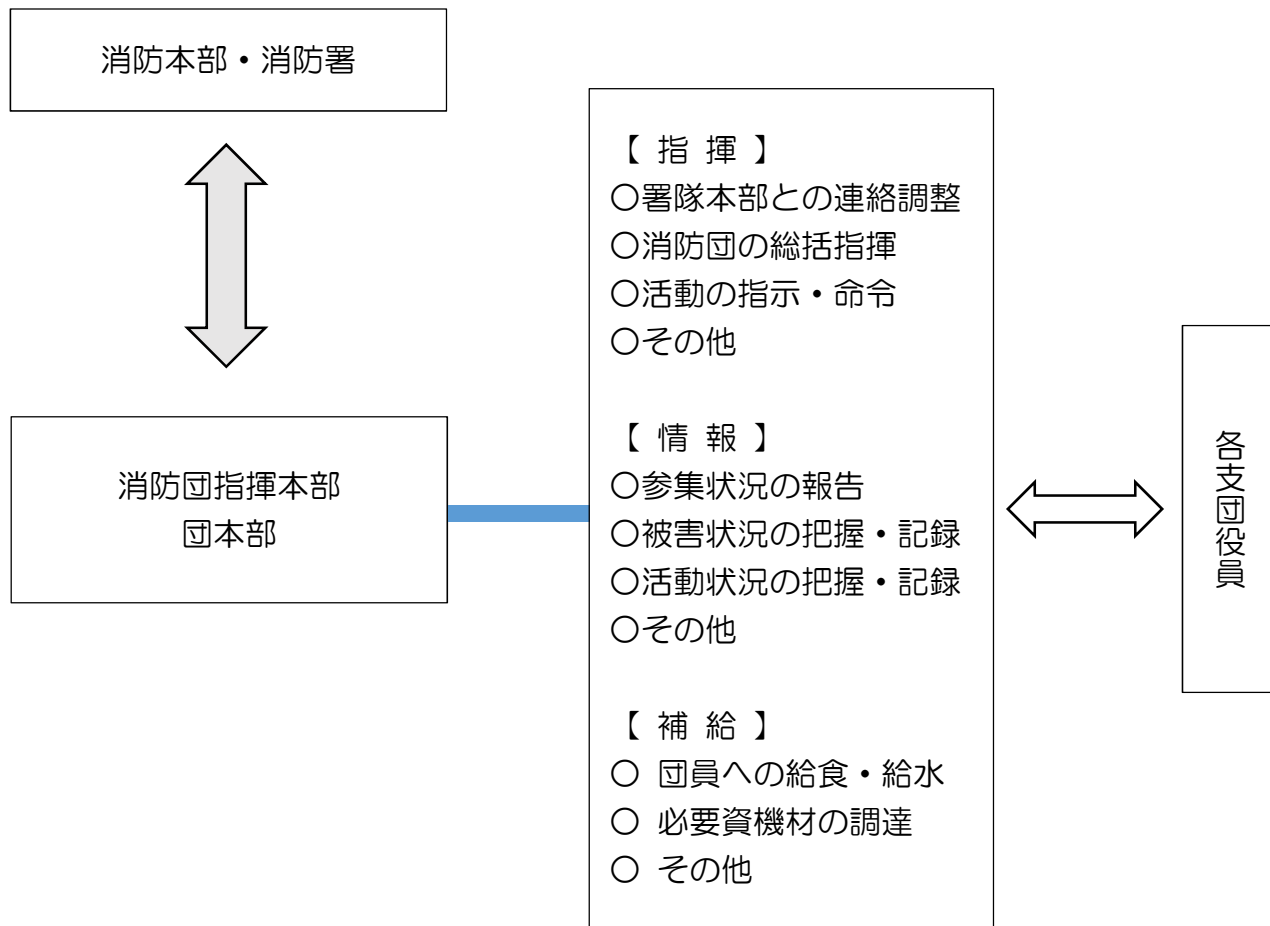
○参集場所

消防団本部役員	消防団指揮本部（君津市消防本部内）
各支団役員	直近の消防署及び分署
各分団	分団機庫、その他指定する場所 ※機能別女性消防分団は別途指定

- ・遠隔地に居るなどの理由で参集場所に参集できない場合は、分団長等に連絡し、参集できない理由や安否状況を伝えること。
- ・参集場所が被災した場合又は被災する恐れのある場合、別に拠点を選定し、後から参集してくる団員のために、その旨、貼り紙等により示しておく。

才 参集後の行動手順

【消防団指揮本部】



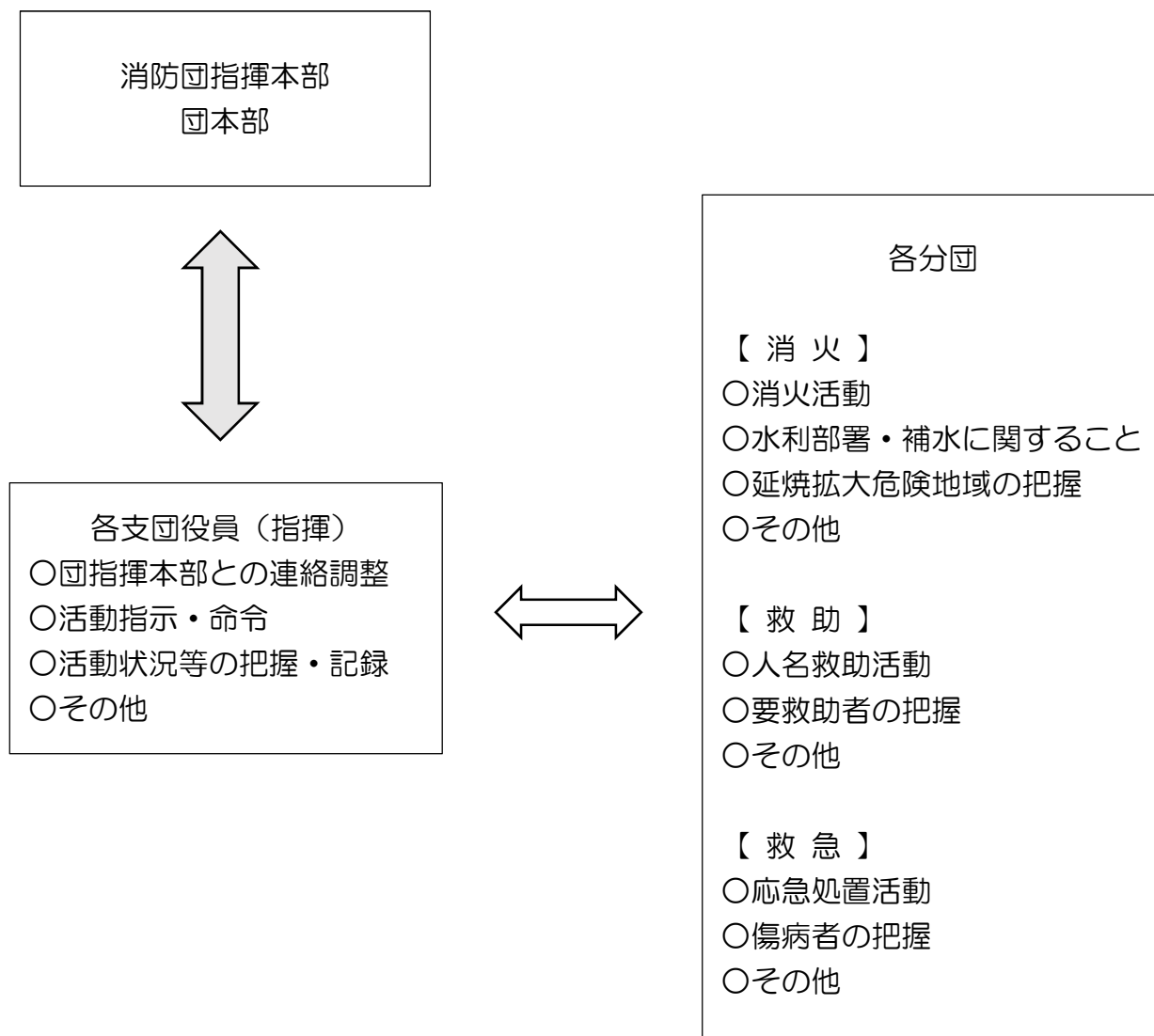
○消防団指揮本部の設置（団本部）

- ・ 消防本部の指示・協力により、消防団指揮本部を設置し、各消防団への指揮体制を確立する。
- ・ 団本部役員の中で役割分担をする。
- ・ 消防団指揮本部は、市長及び消防長と緊密に連絡を取るものとする。
- ・ 消防団指揮本部は、津波警報が発令された場合、以下の内容を消防団員に指示する。

★「予想される津波高に基づく活動の有無」

★「撤退指示を含む活動方針」

【支団役員・分団班編成】



○各支団役員及び各分団の班編成

- ・各支団役員は、直近の消防署及び分署に参集し、各分団の参集状況を確認し、その数に応じ、役割分担をする。
- ・各支団役員は、消防団指揮本部と緊密に連絡を取り、各分団の活動指示・命令するとともに、活動状況等の把握・記録に努めること。
- ・各分団長は、各支団役員の命令を受け、分団の活動を指揮する。

力 震災時の消防団活動要領

○参集後の初動体制の整備

- ・ラジオ、テレビ等から災害情報を入手、現状把握に努める。
- ・拠点施設、車両、資機材の被害状況を把握し、消防団指揮本部に報告する。
- ・団員の参集状況を把握する。
- ・参集団員から参集途上での被害状況を聴取する。
- ・記録担当者を選任し、情報、指示命令、活動内容等について記録する。
- ・参集状況により、班編成し、出動可能な分団（班）を決定する。
- ・体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。
- ・津波災害での活動は、必ず救命胴衣を着用する。

○現場指揮のポイント

◆指揮者の判断

人命検索、救出活動において、指揮にあたっている者は、団員の安全の確保を優先とした活動を実施する。

◆現場活動にあたって

・部隊管理

幹部は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素を周知させ効果的な消防活動に努めるとともに、長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など安全管理の徹底を図る。

・情報管理

適正に任務を遂行するためには、災害対応に必要な情報の収集、整理、分析に努め、特に緊急時においては、速やかに報告することを徹底させる。

・安全管理

安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であると考え、踏みとどまる勇気を持つことも必要であり、常に団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。

◆二次災害の防止

- ・津波は、第1波、第2波と押し寄せることから、警報が解除されるまでは、退避先で待機させる。
- ・大規模地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、救助活動等で屋内進入する際は、特に注意する。

○現場活動のポイント

◆避難誘導

- ・風向き、火災状況、道路状況等を考慮し、安全な避難経路を見極め、住民に対し、避難方法、避難経路及び避難場所を説明し、安心感を与える。
- ・避難経路にある障害物、道路の陥没、上方からの落下物などに注意しながら誘導し、歩行不能な者が居れば、住民に協力を求め担架等により搬送する。

- ・発令される警報や余震などに注意し、安全な箇所まで短時間に多数の人員を誘導するよう努める。

◆捜索・救助

- ・周囲の人から不明者など、必要な情報を具体的に収集する。
(例)「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」
- ・建物で救助する際は、作業しやすい場所から除去・破壊を行い、建物が倒壊する恐れがあるので、周囲の状況に細心の注意を払う。
- ・要救助者の状況によっては付近住民の協力を仰ぐとともに、必要資機材（ノコギリやスコップ、梯子、ジャッキなど）の調達についても協力を求める。
- ・屋内進入する際は、余震等による倒壊危険に備え、空間を角材で補強したり、ロープで固定を行うなど、周囲にあるもので安全管理を図り活動する。
- ・救助活動中は要救助者に対し、常に声を掛け、安否の確認を行うとともに元気づけをし会話ができれば、何かを叩いて音を出させ場所を特定する。

◆火災防ぎょ

- ・消火栓等の有圧水利は使用不能が考えられることから、防火水槽や自然水利の使用を考慮する。
- ・火災の延焼方向や建物の倒壊に注意し、人命救助優先の活動を行う。
- ・人命危険や延焼拡大危険の高い地域、また、医療施設や社会福祉施設、避難場所などの消火活動を優先する。
- ・建物内への屋内進入は基本的に行わないものとする。ただし、やむを得ず屋内進入する場合は、安全管理に留意する。

◆応急救護

- ・負傷者に対し、必要な応急手当を施すとともに、応急救護所や付近病院への搬送、また救急隊の要請を行う。
- ・負傷者は、逃げ遅れなどの重要な情報を有している場合があるので、可能な限り聴取し指揮本部等に報告する。
- ・血液や嘔吐物からの感染の恐れがあるため、自分の目や口（鼻）を保護するとともに、手に傷口がある場合は直接触れないようにする。
- ・負傷者の応急手当及び必要資機材の搬送など、人手が必要な場合は付近住民に協力を求める。

キ 資料

○指定緊急避難場所一覧

【君津地区】

番号	名 称	所在地	電 話	指定 避難所
1	君津中学校	空師1-10-1	52-0113	○
2	八重原小学校	南子安9-17-1	52-0112	○
3	南子安小学校	南子安5-10-1	53-0615	○
4	北子安小学校	北子安853	53-1031	○
5	内みのわ運動公園	内箕輪1-1-1	52-8222	○
6	外箕輪小学校	外箕輪1-34-1	57-1753	○
7	八重原公民館	南子安9-17-2	55-1840	○
8	八重原中学校	三直1305	52-4300	○
9	君津市民文化ホール	三直622	55-3300	
10	君津中央公園	久保5-1-1	56-1282	
11	旧大和田小学校	大和田425		○
12	日本製鉄(株)大和田グラウンド	大和田324	52-3571	
13	周西中学校	坂田560	52-1517	○
14	周西の丘小学校（旧坂田小）	坂田523	52-1550	○
15	君津高等学校	坂田454	52-4583	○
16	緩衝緑地スポーツ広場	坂田601	55-1710	
17	堺田公園	西坂田2-11	56-1282	
18	人見グラウンド	人見4-11-3	56-1433	
19	人見こども園	人見4-11-28	52-2682	○
20	神門コミュニティセンター	人見1462-41	87-1958	○
21	周西南中学校	中野2-30-1	55-0190	○
22	周西小学校	中野3-14-1	52-0017	○
23	生涯学習交流センター	久保2-13-2	50-3980	○
24	周西公民館	人見4-11-21	57-6080	○
25	周南中学校	宮下1-4-1	52-0624	○
26	周南小学校	宮下2-25-5	52-0259	○
27	周南公民館	大山野26	52-4915	○
28	貞元小学校	上湯江1655	52-0018	○
29	貞元コミュニティセンター	上湯江1287-3	52-8030	○
30	神門公園	人見1154	56-1282	

○指定緊急避難場所一覧

【小糸地区】

番号	名 称	所在地	電 話	指定 避難所
31	小糸小学校（旧中小）	中島678	32-2016	○
32	中保育園	中島252-1	32-2198	○
33	小糸公民館	糠田55	32-2184	○
34	君津高等学校上総キャンパス	上957	32-2311	○
35	学校給食共同調理場	中島364-1		
36	小糸スポーツ広場	塚原51	32-5232	
37	周東中学校	塚原120	32-2126	○
38	旧小糸小学校	大井戸1061		○
39	小糸保育園	大井戸467-2	32-3716	○
40	生きがい支援センター	糠田103-1	32-5651	○

【清和地区】

番号	名 称	所在地	電 話	指定 避難所
41	清和地域拠点複合施設	西粟倉36	32-1350	○
42	清和小学校	東日笠522	38-2285	○
43	旧三島小学校	正木149		○

【小櫃地区】

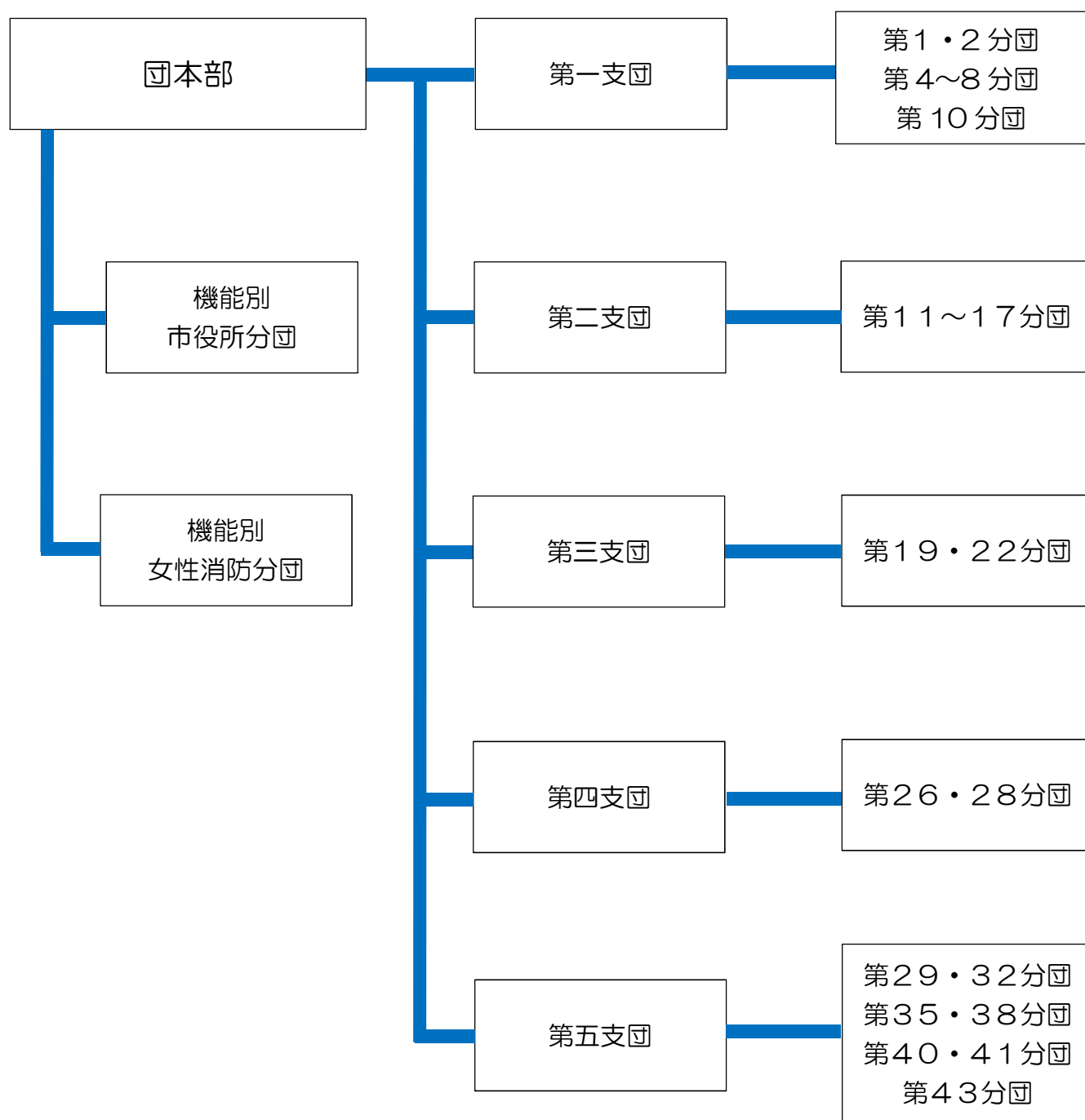
番号	名 称	所在地	電 話	指定 避難所
44	小櫃小学校	俵田1416	35-2501	○
45	上総小櫃中学校	俵田1110	35-2021	○
46	小櫃保育園	末吉437-1	35-2101	○
47	君津青葉高等学校	青柳48	27-2351	○
48	小櫃スポーツ広場	末吉1005-1	35-2488	
49	小櫃公民館	末吉128	35-2488	○

○指定緊急避難場所一覧

【上総地区】

番号	名 称	所在地	電 話	指定 避難所
50	上総小学校（旧久留里小）	久留里474	27-2361	○
51	旧久留里中学校	久留里474		○
52	上総地域交流センター	久留里市場192-5	27-3181	○
53	久留里スポーツ広場	久留里市場368-1	27-3181	
54	旧松丘小学校	広岡1000		○
55	旧松丘中学校	広岡994		○
56	かずさあけぼの保育園	広岡955-3	29-2061	○
57	松丘コミュニティセンター	広岡1840-1	29-2321	○
58	旧坂畑小学校	坂畑223-2		○
59	旧亀山中学校	坂畑223-1		○
60	亀山コミュニティセンター	坂畑321-1	39-2497	○
61	旧蔵玉小学校	蔵玉1052		

君津市消防団組織概要図



君津市消防団の出動区域

	分団名	区 域					出動区分	
							第1出動	第2出動
第一支団	第1分団	三直 畑沢飛地	内箕輪 内菱輪	法木作 法木作入会	外箕輪 八重原		1 2 4 5 13	6 7 8 10
	第2分団	南子安	北子安	奎師	北子安飛地	久保飛地	1 2 4 5 7	6 8 10
	第4分団	六手 宮下 山高原	皿引 小山野	尾車 常代	草牛 浜子	馬登 大山野 作木	1 2 4 5 12	6 7 8 10
	第5分団	貞元	八幡	杉谷	新御堂	郡	1 2 4 5 6	7 8 10
	第6分団	小香 下湯江飛地	上湯江 中野飛地	下湯江	中富(伽欄及び沢向を除く)		5 6 7 8 10	1 2 4
	第7分団	中野	久保	南久保	北久保	陽光台 台	2 6 7 8 10	1 4 5
	第8分団	坂田	東坂田	西坂田	君津台	高坂	6 7 8 10	1 2 4 5
	第10分団	大和田	人見	中富(伽欄及び沢向)	君津	西君津	6 7 8 10	1 2 4 5
第二支団	第11分団	中島	白駒				11 12 13 14 15 16 17	1 4 19
	第12分団	泉					4 11 12 13 14 15 16 17	1 19
	第13分団	上 上・大鷲・大鷲新田入会	練木	大鷲	大鷲新田	大井	1 11 12 13 14 15 16 17	4 19
	第14分団	行馬 かずさ小糸	根本 糠田飛地	小糸大谷	長石	法木	11 12 13 14 15 16 17	1 4 19
	第15分団	大井戸	糸川	大野台			11 12 13 14 15 16 17 19	22
	第16分団	鎌滝	福岡	荻作	鬼泪		11 12 13 14 15 16 17 19	22
第三支団	第19分団	西栗倉 東日笠・東栗倉入会 清和市場 平田 市場・西栗倉・平田・植畑・西日笠入会 鹿野山	東栗倉 市宿 植畑	東猪原 日渡根 西日笠	西猪原 植畑外・四村入会	東猪原・西猪原入会	15 16 19 22	11 13 14 17
	第22分団	東日笠 正木 怒田沢	二入 奥米 旅名	辻森 宿原 豊英	大岩		15 16 19 22	11 13 14 17
	第26分団	戸崎 青柳	岩出 箕輪	寺沢 上新田	田川飛地 俵田		26 28 29 32	14 17 35 38
	第28分団	山本 末吉	西原 三田	賀恵淵 長谷川	小櫃台 吉野錯綜地		26 28 29 32	14 17 35 38
第五支団	第29分団	久留里市場 久留里大谷	久留里 吉野	小市部 川谷	浦田(戸張) 怒田(福野)		26 28 29 32	35 38 40 41
	第32分団	浦田(戸張を除く) 向郷 芋窪	怒田(福野・小水を除く) 久留里大和田 寺沢錯綜地		富田 愛宕 栗坪		26 29 32 35	28 38 40 41
	第35分団	平山 山滝野					32 35 38 40	26 29 41 43
	第38分団	大坂	広岡				32 35 38 40	22 29 41 43
	第40分団	大戸見 大戸見旧名殿 豊田飛地	柳城 加名盛飛地	利根 豊田旧菅間田飛地	加名盛 台錯綜地	大中	35 38 40 41	22 29 32 43
	第41分団	藤林 豊田旧菅間田 笹	草川原 香木原	川俣旧川俣 豊田旧野中 笹飛地	川俣旧押込 川俣飛地	川俣旧月毛 藤林飛地 高水	38 40 41 43	29 32 35 38
	第43分団	折木沢 黄和田畑	坂畑 蔵玉	滝原 釜生	怒田(小水) 蔵玉・釜生入会		38 40 41 43	22 29 32 35
	旧房総スカイライン						19 22 40 41	15 16 38 43
	館山自動車道						1 2 4 5 13	6 7 8 11 12
機能別	市役所分団	中野	久保	南久保	北久保	陽光台 台		
	女性消防分団	市内全域						

※数字は出動分団を示す

※第1出動のうち、その他火災については下線部の分団のみの出動とする。

消防用語

用 語	解 説
火点（かてん）	火災現場において炎が上がっている場所、又は燃えている場所
延焼（えんしょう）	ある原因で発生した火点が、次に燃え移りながら拡大すること。
鎮圧（ちんあつ）	火災が制圧され、延焼拡大の危険から排除された状態
鎮火（ちんか）	火災が消火された状態で、再燃の恐れが無いと判断される状態
残火（ざんか）	火勢鎮火後、無煙燃焼現象等の残り火
水利（すいり）	防火水槽、消火栓、河川等放水活動に適した有効水量を持つ施設等
部署（ぶしょ）	作業が直ちにできる状態、若しくは作業状態で位置に着くこと。
直近（ちょっきん）	一番近い場所、又は近寄ること。
中継（ちゅうけい）	水利が放水現場より遠方の場合、ポンプ数台により送水すること。
延長（えんちょう）	ポンプから放水現場まで、又は中継する側のポンプから中継を受ける側のポンプにホースを継続して延ばすこと。
逆延長（ぎゃくえんちょう）	放水現場からポンプ、又は中継される側のポンプから中継する側のポンプへホースを延長すること。
屋内進入（おくないしんにゅう）	建物の内部に進入して放水作業や人命検索を実施すること。
筒先（つつさき、ノズル）	放水器具のみではなく、放水を行う団員を含めた意味で使用する。
注水（ちゅうすい）	火災の鎮圧のため筒先により放水することで、その形態により、ストレート（直状）、噴霧に大別する。
要救助者（ようきゅうじょしゃ）	災害現場にて救助を必要とする者、又は被災者
警戒区域（けいかいくいき）	災害の発生、又は発生危険がある場合、人命又は財産等に被害が及ぶ危険を排除するため、当該区域への立入を制限する区域

附則

平成9年3月	作成
令和3年4月	改訂
令和5年4月	改訂
令和7年6月	改訂
令和8年8月	改訂

編 集

君津市消防本部

消防総務課

TEL 0439-53-1902